

公益財団法人福岡県下水道管理センター一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 公益財団法人福岡県下水道管理センター(以下「管理センター」という。)が発注する工事の契約に係る条件付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を行う場合の取扱いについては、管理センター一般競争入札実施要領(以下「要領」という。)その他関係規程に定めるもののほか、この入札心得に定めるところによる。

(入札心得)

第2条 管理センターが実施する一般競争入札の参加者は、要領第6条に規定する入札説明書等及びこの入札心得等を熟覧した上で入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、入札書(管理センター契約事務等取扱要領様式第20号の2)、工事費内訳書(以下「入札書等」という。)に所要事項を記入押印の上、入札公告13(1)で示した提出指定日を配達日と指定する一般書留又は簡易書留により、管理センター総務部総務課へ提出しなければならない。なお、工事費内訳書の詳細は、同公告14によること。

2 この入札は、工事等の総額についても見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を記載しなければならない。

3 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札回数は、1回とする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札公告で指定する開札日の前日までに、管理センター総務部総務課へ入札辞退届を郵送又は持参して提出することにより入札を辞退することができる。

2 前項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取り扱いを受けない。

(入札保証金の納付)

第6条 入札参加者は、見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除することができる。

(1) 管理センターを被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(2) 開札日から過去2年以内に、管理センター又は地方公共団体(出資法人を含む。)若しくは国(独立行政法人を含む。)と同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(3) 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

2 前項ただし書きの場合において、(1)の場合は当該保険証書を(2)の場合は契約の実績を証明する書面を第4条第1項の入札書等と同封して郵送しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が協定し、又は不穩の行為をなす等により入札が公正に執行することができないと

認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続きを取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 2 最低価格で入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 3 落札価格の決定に当たっては、前項の落札者が提出した入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(契約保証金の納付)

第9条 落札者は、契約締結に当たって、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に管理センターを被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、当該保険会社はその証書を提出する場合

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件に違反した入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札書等が所定の場所及び日時に到達しない入札、また、指定された郵送方法以外での入札
- (5) 入札書に入札者の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者(入札決定までに第3条に規定する入札参加資格の要件を欠いた者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。
- 3 契約に要する収入印紙等の経費は契約者の負担とする。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後、入札説明書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附則

この入札心得は、平成27年6月3日以降一般競争入札を行うものについて適用する。